

規則の「不当な取引行為」の改正について（答申）

1 現行の「不当な取引行為」と消費者関連法等の改正

知事から諮問のあった「不当な取引行為」は、平成19（2007）年4月の京都府消費生活安全条例（平成19年京都府条例第9号。以下「条例」という。）及び同年7月の規則の改正により、条例第15条第1号から第6号までの6つの「不当な取引行為」類型が定められ、その詳細な内容を明示するため規則第2条及び別表に63の「不当な取引行為」が定められたところである。

一方、消費者契約法（平成12年法律第61号。以下「消契法」という。）及び特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特商法」という。）は現在までの間に数度の改正が行われているが、直近の改正では、民法の一部改正法（平成30（2018）年6月）中、令和4（2022）年4月施行の成年年齢の引下げも見据えた改正がなされているところである。

2 京都府消費生活審議会での議論の経過等

当審議会では、規則第23条及び施策推進部会運営規程（平成19年5月制定）第2条の規定に基づき、施策推進部会に対し規則改正に係る答申を付託し、同部会において、令和2（2020）年7月から10月までの間、調査審議した結果、本府における現在の消費者被害の状況及び民法の一部改正により未成年者保護の対象から外れることとなる若年者の消費者被害に対応するためには、以下の事項について、規則別表「不当な取引行為」に改正が必要であるとの結論に至った。

なお、見直しに当たっては、近時の消費者法令の改正に見られるような、一般の方には難解な法律用語をできるだけ避け、消費者にとって分かりやすい言葉により規定するのが肝要である。

また、当審議会での議論を踏まえ、京都府において、消費者・事業者にも本条例及び同規則に係る理解が深まるよう、十分な周知を行うとともに、不当な取引行為を改善するための措置を着実に実施することが望まれる。

3 規則改正の内容

(1) 消契法第4条第3項第3号について

消契法改正により、消契法第4条第3項第3号では、民法改正による成年年齢引下げに対応し、新たな取消事由として「当該消費者が、社会生活上の経験が乏しいことから、次に掲げる事項に対する願望の実現に過大な不安を抱いているこ

とを知らながら、その不安をあおり、裏付けとなる合理的な根拠がある場合その他の正当な理由がある場合でないのに、物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものが当該願望を実現するために必要である旨を告げること。

イ 進学、就職、結婚、生計その他の社会生活上の重要な事項

ロ 容姿、体型その他の身体の特徴又は状況に関する重要な事項

が規定された。

同号に定める勧誘行為は、条例第15条第1号に定める「不当な取引行為」に該当することを規則別表において明確にすること

(2) 消契法第4条第3項第7号、第8号について

消契法第4条第3項第7号「当該消費者が当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をする前に、当該消費者契約を締結したならば負うこととなる義務の内容の全部又は一部を実施し、その実施前の原状の回復を著しく困難にすること。」、同条同項第8号「前号に掲げるもののほか、当該消費者が当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をする前に、当該事業者が調査、情報の提供、物品の調達その他の当該消費者契約の締結を目指した事業活動を実施した場合において、当該事業活動が当該消費者からの特別の求めに応じたものであったことその他の取引上の社会通念に照らして正当な理由がある場合でないのに、当該事業活動が当該消費者のために特に実施したものである旨及び当該事業活動の実施により生じた損失の補償を請求する旨を告げること。」が規定された。

両号で追加された契約取消事由に当たる行為については、条例第15条第1号に定める「不当な取引行為」に該当することを規則別表に新たな条項を追加するなどして明示すること

(3) 消契法第4条第5項第3号について

消契法第4条第5項第3号では、不実告知の重要事項に「当該消費者契約の目的となるものが当該消費者の生命、身体、財産その他の重要な利益についての損害又は危険を回避するために通常必要であると判断される事情」が規定された。

同号で追加された「重要事項」の不実告知行為が、条例第15条第1号に定める「不当な取引行為」に該当することを規則別表において明確にすること

(4) 消契法第8条について

消契法第8条では、新たに消費者契約における「事業者はその責任の有無を決定する権限を付与する条項」及び「事業者はその責任の限度を決定する権限を付与する条項」が無効な条項として追加された。

条例においても「事業者が自分の責任の有無又は限度を自ら決める条項」を設けた契約を締結させる行為が、条例第15条第2号に定める「不当な取引行為」に該当することを規則別表において明確にすること

(5) 特商法施行規則第11条の2について

特商法施行規則第11条の2では、アポイントメントセールス等の誘引方法に、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）のメッセージ機能等により営業所その他特定の場所への来訪を要請する方法が追加された。

条例第15条第1号に定める「不当な取引行為」にSNSのメッセージ機能等の手段による勧誘等も含まれることを規則別表において明確にすること

(6) 民法の一部を改正する法律（債権関係）による売主の瑕疵担保責任に関する見直しについて

民法の一部を改正する法律（債権関係）による売主の瑕疵担保責任に関する見直しが行われ、民法の規定中「隠れた瑕疵」という用語が「契約の内容に適合しないとき」と改められ（いわゆる「契約不適合責任」）、それに伴い、消契法及び特商法施行規則の規定中の「隠れた瑕疵」が、それぞれ「契約の内容に適合しないとき」と改められた。

民法等において「隠れた瑕疵」という用語が改められたことに鑑み、規則別表の「瑕疵」についても契約不適合責任と整合的に見直すこと

(7) 民法の一部を改正する法律（成年年齢関係）による成年年齢の引下げについて

民法の一部を改正する法律（成年年齢関係）により、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることに伴い、特商法施行規則においては「老人その他の者」という用語が、「若年者、高齢者その他の者」という用語に改められた。

規則別表の用語についても、特商法施行規則と同様の用語を用いるよう見直すこと